

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から39年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立人の昭和40年5月から41年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年2月まで
② 昭和40年5月から41年3月まで

申立期間①については、高校を卒業した昭和29年ごろから39年2月ごろまで、家業を手伝っていた。その当時の国民年金の加入手続や保険料の納付等は、すべて母(平成6年*月死亡)に任せていた。家業は、36年ごろから40年ごろまでは順調であったので、母が国民年金保険料を納付していないことは考えられないので、調べてほしい。

申立期間②当時は、A市にあった親類の間屋を手伝っていた。当時はA市に住んでいたが、住民票は実家にあり、保険料は母が納付していたと思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金への加入手続はその母が行ったとしており、このことは、国民年金手帳記号番号払出管理簿により、申立人及びその両親の国民年金手帳記号番号について連番の払出記録があることから推認できる。

また、申立人及びその両親の国民年金の加入手続は、昭和35年10月ごろ一緒に行われており、これら親子3人の被保険者資格取得日(昭和35年10月1日)も同一であることから、親子3人で共に国民年金保険料を納付する意思があったことがうかがわれる。

さらに、申立人の保険料を納付したとするその母は、昭和40年4月から44年3月までの間(48か月)、保険料の全額申請免除手続を適切に行っており、また、この期間を除き、国民年金制度発足以来60歳までの保険料を完納していることから、国民年金に対する意識が高かったことがうかがわれる。

加えて、申立期間①当時は、申立人及びその両親とも国民年金の強制加入期間であり、申立人はその両親と同居し、家業を手伝っていたとしていることから、申立人の両親の保険料は納付済みであるにもかかわらず、国民年金制度発足時から加入しながら、申立人のみの保険料を納付しなかったとすることは不自然である。

- 2 申立期間②について、申立人は、実家にいる申立人の母が保険料を納付していたと思うとしているが、申立人の両親の申立期間②を含む期間は免除となっており、申立人の保険料を申立人の母が納付していた状況はうかがわれないほか、これを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

一方、「保険料免除の取扱いについて（施行通達）」（昭和35年6月13日年発第200号厚生省年金局長通達）の規定に照らした結果、i）申立人は、申立期間②前のB社（C地）に勤務していた時及び申立期間②の親類の間屋（A市）に勤務した時は住民票を勤務地に移さず、申立人の両親が居住する実家のD町のままにしていたとしていることから、申立人は、これらの事業所勤務時には住民票上は両親と同一の世帯に属していたとみられること、ii）申立人の両親の全額申請免除の申請時期は不明であるが、両人とも申立期間②を含む昭和40年4月から44年3月までは全額申請免除であることからみて、申立期間②当時、申立人の属する世帯は保険料を納付する資力が無かったため、申立人が国民年金手続のすべてを任せていたとするその母が申立期間②に係る全額申請免除を行っていたと考えるのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和36年4月から39年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。また、申立人は、昭和40年5月から41年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年10月から52年3月まで
② 昭和59年4月から60年3月まで
③ 昭和61年1月から同年3月まで

私は、昭和49年にA社を退職した後、B市C町（現在は、B市D区C町）のおじの家に住み込みで働き、給与から国民年金保険料を引かれていた。おじが保険料を納付してあげると言っていたのをはっきり覚えているので、納付してくれているはずである。

また、昭和55年11月以降は、E区で一人暮らしを始め、保険料を3か月ごとにE区役所で納付し、納付し忘れた時は区役所から督促状が送られてくるので、督促された期間分とその期分を合わせて約6か月分をまとめて区役所で納付していた。

しかし、申立期間①、②及び③の保険料が未納となっており、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社に勤務していた期間中はB市F町にある会社の寮に住んでおり、同社を退職後、同市C町のおじの家に移り住んだと申し立てているが、戸籍の附票によると、申立人がB市C町に住所を定めた時期は昭和50年12月25日であり、それまではG町（現在は、H市）に住民票があったことが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿により昭和49年5月17日にG町において払い出されていることが確認でき、H市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、49年4月から50年9月までの国民年金保険料がG町において3か月ごとに現年度納付されていることが確認できる。

以上のことから、納付記録のある申立人の昭和49年4月から50年9月までの保

保険料については、申立人は誰が加入手続をし、納付したかは分からないとしているが、これらは、G町に住んでいた申立人の両親が行ったものとするのが自然である。

さらに、H市は、当時は四半期分の納付書を3か月ごとに被保険者宅に送付していたとしており、昭和50年12月にB市C町への転出手続が行われる前に、申立期間①のうち同年10月から同年12月までの保険料に係る納付書がG町にある申立人の実家に送付されていたものと考えられ、申立人の両親が申立人の49年4月から50年9月までの保険料を納付しながら、当該期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

2 一方、申立人に係る被保険者台帳を見ると、昭和50年12月15日にG町からB市への転出手続が行われ、51年2月17日にB市を所管する社会保険事務所（当時）に移管されているものの、同年4月1日に不在被保険者とされた旨の記載があり、B市への転出手続後、所在不明のため納付書が届かなかった時期のあったことが推測できる。

また、申立人は申立期間①の保険料の納付には直接関与していないとしており、代わりに納付してくれたとする申立人のおじは既に死亡しているため、申立期間①のうち、B市に転出した昭和51年1月以降の保険料納付を巡る具体的事情は不明であり、このほか、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間②及び③について、申立人は、昭和55年11月にB市D区C町から同市E区に転居して以降は、自分が区役所の窓口で納付書により3か月分ずつ納付するか、又は市役所から督促状が届いた時に、督促された期間分と当期分をまとめて、約6か月分を納付したと申し立てている。また、保険料を過年度納付した記憶は無く、社会保険事務所から納付書が送られてきたこともないとしている。

しかし、申立人に係る被保険者台帳及びオンライン記録により、申立人の昭和51年11月以降の保険料の納付状況を見ると、57年1月から同年3月までの保険料を約1年後の58年4月に過年度納付し、昭和61年度の保険料を62年7月に過年度納付している状況がみられ、申立内容と符合しない。

このほか、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和32年1月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、32年1月から同年6月までを7,000円、同年7月から33年6月までを9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月20日から33年7月1日まで

私は、昭和30年1月にA社B支店に入社し、48年3月に退職するまで同社に継続して勤務していた。ねんきん特別便等の記録によると、B支店からC営業所に異動した時期の加入記録が空白となっているが、B支店とC営業所は同じ会社内の組織であり、厚生年金保険の記録が無いのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所の従業員名簿、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立ての事業所に継続して勤務（昭和32年1月20日にA社B支店からC営業所に異動）していることが確認できる。

また、申立ての事業所の厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同じ昭和32年1月にB支店からC営業所に異動したと推認できる、申立人を含む5人には申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く、いずれも33年7月1日にA社本社で資格取得しているが、同営業所に34年ごろに異動したと供述している別の同僚は、B支店で34年3月21日に資格を喪失し、同日にA社本社で資格を取得しているのが確認でき、当時、B支店からC営業所に異動した者については、本来、B支店で資格を喪失し、同日付けでA社本社で資格取得の手続をとっていたものと推測できる。

さらに、申立人と同日にB支店からC営業所に異動し、申立人と同様、申

立期間の厚生年金保険の加入記録が無い同僚の一人が保管している「昭和 32 年 8 月分給与内訳表」により、加入記録の無い期間においても厚生年金保険料が控除されているのが確認でき、申立ての事業所の本社の人事担当者は、「保険料控除等の給与事務処理は、当時から、本社で行っていた。」と供述していることから、申立期間も申立人の給与から厚生年金保険料の控除が継続して行われていたと考えるのが自然であり、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間の前後の標準報酬月額、申立人と同日入社と同年代の同僚の厚生年金保険被保険者名簿の記録及び申立ての事業所の従業員名簿の記録などから、昭和 32 年 1 月から同年 6 月までを 7,000 円、同年 7 月から 33 年 6 月までを 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格取得届、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれかの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和 33 年 7 月 1 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 32 年 1 月から 33 年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和43年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月1日から同年10月1日まで
昭和38年4月にA社に入社して以来、継続して勤務しているが、同社B工場からC社に出向した期間のうち、最初の3か月分が抜けている。
出向中も給料はA社から支給されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明、雇用保険の加入記録などから、申立人が申立ての事業所に継続して勤務（昭和43年7月1日に同社B工場からC社に出向）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成4年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月16日から同年2月1日まで

平成4年1月16日に会社の指示で、B社の課長から新たに設立されたA社の社長として移籍を命じられた。継続して勤務していたのに、被保険者期間が1か月分算入されていなかった。会社も手続の不備と保険料の控除を認めているので記録を訂正してほしい。

また、私は社長として移籍したが、申立期間に係る社会保険関係の取扱いについては、全く関知していない。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、雇用保険の加入記録、給与所得の源泉徴収票及び当時の申立人の同僚の供述から、申立人が平成4年1月16日にB社からA社に移籍した後も継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載の標準報酬月額は53万円とされている一方、平成4年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額から実際に源泉控除されている保険料額を推定したところ、41万円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたと認められる。

「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（以下

「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び実際に支給されていたと認められる報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間の標準報酬月額については、実際に源泉控除されている保険料額に見合う 41 万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が適用事業所となったのは平成4年2月1日であり、申立期間には適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社は、平成4年1月10日に法人として設立登記されており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人はA社の代表取締役であるが、同社はB社のC部門を独立させた完全子会社であること、申立人の役員報酬はB社の意向で決められること、A社の経理関係事務は同社及びB社の親会社において一元的に行われていること、申立人に係る被保険者資格の得喪及び保険料控除の状況は他の従業員と同様であることが確認できる。これらのことから、代表取締役である申立人については、特例法第1条第1項ただし書の規定による、「当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態にあったと認められる場合」には該当しないと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、A社では、当初、新規適用日及び申立人の資格取得日を平成4年1月16日として届け出たものの、社会保険事務所(当時)では、申立人の資格取得日を同年2月1日と決定したものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成4年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月16日から同年2月1日まで

平成4年1月16日にB社からA社へ移籍を命じられた。グループ企業間の異動であり、継続して勤務していたのに、被保険者期間が1か月分算入されていなかった。会社も手続の不備と保険料の控除を認めているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、雇用保険の加入記録、給与所得の源泉徴収票及び当時の申立人の同僚の供述から、申立人が平成4年1月16日にB社からA社に移籍した後も継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載の標準報酬月額は32万円とされている一方、平成4年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額から実際に源泉控除されている保険料額を推定したところ、28万円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたと認められる。

「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び実

際に支給されていたと認められる報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間の標準報酬月額については、実際に源泉控除されている保険料額に見合う 28 万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が適用事業所となったのは平成4年2月1日であり、申立期間には適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社は、平成4年1月10日に法人として設立登記されており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、A社では、当初、新規適用日及び申立人の資格取得日を平成4年1月16日として届け出たものの、社会保険事務所（当時）では、申立人の資格取得日を同年2月1日と決定したものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成4年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月16日から同年2月1日まで

平成4年1月16日にB社からA社へ移籍を命じられた。グループ企業間の異動であり、継続して勤務していたのに、被保険者期間が1か月分算入されていなかった。会社も手続の不備と保険料の控除を認めているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、雇用保険の加入記録、給与所得の源泉徴収票及び当時の申立人の同僚の供述から、申立人が平成4年1月16日にB社からA社に移籍した後も継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載の標準報酬月額から、15万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が適用事業所となったのは平成4年2月1日であり、申立期間には適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社は、平成4年1月10日に法人として設立登記されており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は申立人に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、A社では、当初、新規適用日及び申立人の資格取得日を平成4年1月16日として届け出たものの、社会保険事務所（当時）では、申立人の資格取得日を同年2月1日と決定したものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成4年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月16日から同年2月1日まで

平成4年1月16日にB社からA社へ移籍を命ぜられた。グループ企業間の異動であり、継続して勤務していたのに、被保険者期間が1か月分算入されていなかった。会社も手続の不備と保険料の控除を認めているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、雇用保険の加入記録、給与所得の源泉徴収票及び当時の申立人の同僚の供述から、申立人が平成4年1月16日にB社からA社に移籍した後も継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載の標準報酬月額から、26万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が適用事業所となったのは平成4年2月1日であり、申立期間には適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社は、平成4年1月10日に法人として設立登記されており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は申立人に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、A社では、当初、新規適用日及び申立人の資格取得日を平成4年1月16日として届け出たものの、社会保険事務所（当時）では、申立人の資格取得日を同年2月1日と決定したものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成4年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月16日から同年2月1日まで

平成4年1月16日にB社からA社へ移籍を命ぜられた。グループ企業間の異動であり、継続して勤務していたのに、被保険者期間が1か月分算入されていなかった。会社も手続の不備と保険料の控除を認めているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、雇用保険の加入記録、給与所得の源泉徴収票及び当時の申立人の同僚の供述から、申立人が平成4年1月16日にB社からA社に移籍した後も継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載の標準報酬月額から、36万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が適用事業所となったのは平成4年2月1日であり、申立期間には適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社は、平成4年1月10日に法人として設立登記されており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は申立人に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、A社では、当初、新規適用日及び申立人の資格取得日を平成4年1月16日として届け出たものの、社会保険事務所（当時）では、申立人の資格取得日を同年2月1日と決定したものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月11日から45年10月26日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を44年4月11日、資格喪失日を同年5月1日、A社C支店における資格取得日に係る記録を同年5月1日、資格喪失日を45年10月26日とし、当該期間に係る標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月11日から45年12月1日まで

私は、A社に昭和42年11月から45年11月末まで勤務していたが、D営業所及びC支店に勤務していた申立期間の厚生年金保険加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録により、申立人が申立事業所に昭和42年11月1日から45年10月25日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、昭和43年からA社C支店、44年から47年ごろまで同社D営業所に勤務したとしている同僚は、正確な時期は覚えていないが、申立人と一緒に勤務したことがあると供述している。

さらに、申立人は、昭和44年4月11日にE営業所からD営業所に転勤したと申し立てしているところ、戸籍の附票により、申立人は同年4月30日にD営業所が所在するE市に転入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和44年4月11日から45年10月26日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社D営業所は同社C支店の管轄であるが、同社C支店が適用事業所

となったのは昭和44年5月1日であり、それまでは同社B支店がD営業所の社会保険事務を管轄していたことから、申立人の申立期間における被保険者記録は、44年4月11日から同年5月1日までは同社B支店、同日から45年10月26日までは同社C支店における記録とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人はA社勤務期間中は営業職であったと供述しており、同僚等の供述から営業職の給与は営業成績に応じて増減する歩合給であり、申立人の申立期間における営業成績は不明であることから、申立人が同社での資格を喪失する直前の昭和44年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は誤って申立人の申立期間における資格の取得及び喪失の届出を怠ったと供述していることから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年4月から45年9月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 3 日から同年 8 月 3 日まで
② 昭和 36 年 8 月 3 日から 39 年 9 月 18 日まで
③ 昭和 41 年 2 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで
④ 昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで

社会保険庁（当時）の記録では、私が、A社（昭和 36 年 4 月 3 日から同年 8 月 3 日まで）、B社（昭和 36 年 8 月 3 日から 39 年 9 月 18 日まで）、C社（昭和 41 年 2 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで）及びD社（昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで）に係る脱退手当金を、D社の次に勤務したE社での厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の昭和 45 年 10 月 30 日に受け取ったことになっている。

私は、当時、脱退手当金制度を知らなかったもので、自分で請求手続きをすることはあり得ず、請求をしたことも受け取った覚えも無いので、申立期間が未加入期間となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所のうち申立人が最後に勤務したD社について、厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の前後 40 人のうち、女性で申立人と同時期に退職した 30 人について脱退手当金支給記録を確認したところ、脱退手当金を受給した記録がある者は申立人のみであり、この 30 人のうち連絡の取れた 2 人は、退職時に事業所から脱退手当金に関する説明はなかったとしていることなどを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、支給日より過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、F社（昭和 42 年

8月1日から同年10月1日まで)及び脱退手当金の支給決定前で、かつ申立期間後に勤務したE社(昭和45年4月2日から同年7月22日まで)での被保険者期間については計算の基礎に含まれておらず、未請求となっているが、申立人がこれらを失念するとは考え難い上、未支給のE社及び支給記録のある申立期間④に係るD社における被保険者期間は同じ厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から43年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から43年10月まで
私が、昭和40年2月から43年10月ごろまで居住していた地域での国民年金の記録が無い。当時は、集金人が納付書を持って定期的に自宅に来ており、現金で国民年金保険料を納付していたのに、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年10月ごろに転居する前の、A市B町に在住していたすべての期間の国民年金が未加入となっていると申し立てているが、戸籍の附票によると、B町から転居したのは申立期間後の44年10月25日とされている。

また、申立人は、その夫が申立期間当時には厚生年金保険に加入していたが、昭和44年10月に国民年金に切り替えたことについて、「夫は、会社を退職後に、B町から転居して自営業を開始した。会社に在職中は転居していない。」と供述していることから、申立人は、戸籍の附票どおり、44年10月ごろまでB町に居住していたと推察され、申立人のB町で国民年金保険料を納付したとの記憶は、オンライン記録で納付済みとされている43年11月から44年9月までの期間の記憶である可能性が考えられる。

さらに、申立人は、申立期間に国民年金手帳を交付された記憶は無いとしており、加えて、自宅に来る保険料の集金人が、毎回、納付書を持参し、保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時の保険料の納付方法は納付書方式ではなく、国民年金手帳による印紙検認方式であったことから、申立人の主張する保険料の納付方法と相違がみられる。

その上、申立期間は任意加入の期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立期間後の昭和43年11月ごろと推定され、この時点からは、制度上、さかのぼって加入することもできず、別番号の払出しもない

ことから、申立期間は未加入期間となるため、保険料を納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から41年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和37年7月から41年11月まで

私の夫は、昭和37年7月に勤めていた会社を退職し、41年12月ごろまでA社を経営していた。同事業所は厚生年金保険に加入していなかったため、前の会社を退職してすぐに、私がB市役所で夫の国民年金の加入手続をした。また、夫の申立期間の国民年金保険料は私が市役所から送られてきた納付書によりC銀行で納付していた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間の保険料が未納となっており納付できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、昭和37年7月ごろにB市役所で申立人の国民年金の加入手続をしたと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は50年11月17日にD町（現在は、B市）で払い出されていることが確認でき、前後の番号の任意加入者の資格取得日から、加入手続は同年10月ごろに行われたと推認できる。また、申立人は、この手帳記号番号により同年9月26日に国民年金被保険者資格を取得しており、申立期間は未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することはできない上、手帳記号番号払出管理簿の調査や氏名検索によっても、申立人について別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

さらに、申立人の妻は、B市役所から送られてきた納付書により銀行で申立人の申立期間の保険料を納付していたと供述しているが、申立期間当時、B市では印紙検認方式により保険料を収納しており、同市が納付書を発行するようになったのは昭和46年4月分からであり、申立期間当時は銀行で納付す

ることはできないことから、申立内容は当時の制度運用の実態と符合しない。

加えて、申立人の妻も、申立期間のうち昭和 38 年 8 月から 41 年 10 月までは未加入期間となっており、申立人の妻の申立人に係る保険料額、国民年金手帳の交付状況等についての記憶はあいまいである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月から同年 9 月まで
昭和 35 年 3 月ごろに A 社 B 支店に入社し、同年 9 月ごろまで販売員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。
当時の給料明細書等はないが、A 社は大きな会社なので、当然、厚生年金保険に加入していたはずである。
厚生年金保険被保険者証の再交付手続きをしたことがあり、その際に A 社での記録が欠落したと思われるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立ての事業所に勤務していたことは、申立人が記憶する支店長や同僚の名前及び支店の所在地・間取りが一致することから推認することができる。

しかし、申立期間当時の申立ての事業所の支店長は、「当時、支店には販売員と職員がいた。販売員のうち外務員の給与は歩合給と手当であり、社会保険には入れていなかったが、販売実績を積み営業職員になれば社会保険に入れていた。外務員が職員になるには普通 3 年以上かかった。」と供述している。

また、申立期間同時に申立ての事業所に勤務していた同僚は、「私は昭和 34 年に入社した。職員だったので月給制だったが、社会保険に入ったのは入社後しばらくしてからだと思う。」と供述しており、この同僚が申立ての事業所で厚生年金保険に加入したのが昭和 35 年 12 月であることから、申立ての事業所では、従業員の入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったものとみられる。

さらに、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間当時の健康保険の番号に欠番は無く、申立人の名前は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月から同年11月まで

私は、A社で運転手として申立期間に勤務し、事務担当者から給料を受け取っていたが、給与明細書には社会保険料の枠もあったような記憶がある。

他の会社では厚生年金保険の加入記録があるのに、A社だけ厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立ての事業所における記憶は詳細であること、申立人が記憶する事務担当者が申立人の名前を記憶していること、同事務担当者が所持する申立ての事業所の昭和28年8月の「運行伝票」に申立人の名前が記載されていることから、申立人が申立ての事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶する事務担当者は、「私もA社での厚生年金保険の加入記録が無く、健康保険証をもらった記憶が無いので、A社はたぶん社会保険に加入していなかったと思う。」と供述しており、申立人も「給与明細書に社会保険料の枠はあったが、金額が記載されていたかは覚えていない。」と供述している。

また、国の出先機関が保管する関係書類及び同業者の情報から、申立ての事業所は、個人事業所として、昭和27年末ごろから29年末ごろまで、車数台で営業していたと推測され、申立人は、「入社した時、車は2台で、事務担当者はいなかった。」と供述している。当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件は、従業員5人以上（事業主を除く。）であり、申立ての事業所は当該要件を満たしていなかったため、適用事業所となっていなかったとみられ、オンライン記録及び事業所番号等索引簿に、申立ての事業所名は見当たらない。

このほかに、申立期間において、申立ての事業所が適用事業所であり、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 16 日から同年 2 月 1 日まで
平成 4 年 1 月に A 社に採用され、6 年 3 月末まで勤務していたのに、入社当初の 1 月分の厚生年金保険の加入記録が無い。会社も手続の不備と保険料の控除を認めているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、雇用保険の加入記録及び当時の申立人の同僚の供述から、申立人が平成 4 年 1 月 16 日に申立ての事業所に正社員として入社したことは確認できる。

しかし、申立人の平成 4 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額を基に、申立人の入社した時期以降の保険料の控除額を試算したところ、申立期間である同年 1 月分の保険料が控除されていたものとして試算した金額は、源泉徴収票に記載されている金額と大きく相違している一方、控除されていないとして試算した金額は、同金額とほぼ一致しており、申立期間に係る保険料は控除されていないものと認められる。

このほかに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 11 日から同年 11 月 1 日まで
A社の採用試験を受け、臨時補充員として昭和 38 年 7 月にA社に就職した。給与から厚生年金保険料を引かれていたかは分からないが、同年 7 月から働いていたので厚生年金保険の期間を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚が申立人を記憶していることから、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立事業所の厚生年金保険の新規適用日と申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、共に申立期間後の昭和 38 年 11 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人と同日に申立事業所において被保険者資格を取得している 8 人のうち、連絡可能な 5 人に資格を取得する前の厚生年金保険料の控除等について照会したところ、うち 1 人は資格の取得前から勤務していたとしているが、厚生年金保険料の控除は分からないとしており、2 人は厚生年金保険の記録に誤りは無いとし、1 人は厚生年金保険料の控除等については覚えておらず、回答無しが 1 人となっている。

さらに、申立事業所を引き継いだB社C支店においても、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる賃金台帳等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 992

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月から 40 年 10 月まで

私は、昭和 39 年 10 月から 40 年 10 月まで、酒類小売販売業免許取得のため A 社に勤務した。しかし、申立期間の厚生年金保険加入記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の当時の同僚及び現在の事業主の供述から判断して、申立人は申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立事業所が保管する昭和 40 年 8 月 1 日提出の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届には申立人の名前は見当たらない。

また、申立事業所の現在の事業主は、申立事業所に係る昭和 39 年度及び 40 年度の所得税源泉徴収簿並びに扶養控除等申告書にも申立人の名前は無く、申立人は、酒類販売業免許を取得する上で必要となる経験を積むために、見習いかアルバイトのような形で在籍しており、厚生年金保険には加入していなかったものと思われるとしている。

さらに、申立人は、申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうか覚えていないとしており、このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 1 日から 33 年 1 月 31 日まで
② 昭和 33 年 8 月 17 日から 34 年 9 月 30 日まで

私は、A社とB社にそれぞれ1年半くらいの期間勤務したが、厚生年金保険の加入記録は、A社が4か月、B社が5か月しかなく、申立期間①及び②が未加入期間となっているのは納得できない。

また、私は、両事業所を退職した後に、12か月以上加入していなければもらえない失業保険を受給しているため、各事業所で少なくとも1年間は勤務しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA社に1年半くらい勤務したと申し立てているところ、オンライン記録を見ると、申立人は昭和31年11月1日から32年3月1日までA社での厚生年金保険の被保険者記録があり、その前の31年5月20日から同年11月1日まで、C社での厚生年金保険加入記録がある。

また、C社は昭和31年11月1日に適用事業所ではなくなっており、同日付けでA社が適用事業所となっていること、申立人の同僚3人も申立人と同様にC社とA社での加入記録が連続していること、及び同僚の証言から判断して、A社がC社の事業を引き継いだことが推認できる。

一方、申立人は当初、自分はC社に勤務したことはないと供述していたことから、申立人がA社に勤務したとする期間に関する記憶の中にはC社での勤務期間も含まれているものと推認でき、両事業所での加入期間を合わせると10か月となる。

また、申立人がA社で被保険者資格を喪失した時期は、同事業所が法人化

され、これに伴い適用事業所としての切替えがあったときであり、両事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を対比すると、法人化後、3か月内に被保険者数が18人から30人に増加していることが確認できるが、申立人は同事業所に勤務している間は、従業員数はほとんど変わらなかったと供述しており、ほかに申立人が申立期間①において同事業所に勤務していたことを確認することはできない。

2 申立期間②について、B社において、昭和33年12月1日から35年1月29日まで被保険者記録のある同僚は、自分が勤務していた期間中、ほかに5人の従業員がいたが、その中に申立人はいなかったと供述している。また、他の同僚等からも、申立人が申立期間②において、B社に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

3 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事業は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 5 月 31 日まで

私は、中学卒業後、昭和 34 年 4 月に A 社に正社員として入社し、36 年 1 月まで勤務したが、ねんきん特別便で自分の記録を確認したところ、申立期間が未加入期間となっている。自分より後に入社した人が自分よりも前に厚生年金保険の資格を取得しており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、中学を卒業した昭和 34 年の 4 月に申立事業所に入社したと申し立てているところ、申立期間において、同事業所での厚生年金保険被保険者記録のある者のうち、回答のあった 5 人は、申立人と同様に、4 月に入社したと供述している。

しかしながら、これら 5 人について、供述による入社日とオンライン記録上の被保険者資格取得日とを対比すると、入社と同時に資格を取得している者はおらず、全員が入社日から 8 か月後ないし 2 年 8 か月後に資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうか覚えていないとしている。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月から41年5月21日まで
② 昭和53年3月1日から56年1月1日まで
③ 昭和57年1月から58年1月21日まで

私は、友人の紹介により昭和40年5月ごろにA社に入社した後、時期は不明であるが同社の親会社であったB社が経営するC事業所に勤務先が変わり、42年6月12日まで継続して勤務した。

しかし、私の両事業所に係る厚生年金保険加入記録は、B社での昭和41年5月21日から42年6月13日までしか無く、申立期間①が未加入期間となっており、納得できない。

申立期間②については、昭和47年6月にD社が経営するE事業所に入社し、55年12月31日まで勤務したが、私の同社での厚生年金保険加入記録は47年6月1日から53年3月1日までしか無く納得できない。

申立期間③については、昭和57年1月ごろにF社に入社し、平成2年1月16日まで勤務したが、私の同社での厚生年金保険加入記録は昭和58年1月21日から平成2年1月16日までしか無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①において、B社又はA社に勤務したと申し立てているが、申立人の雇用保険被保険者記録を見ると、申立人は、昭和40年3月16日から41年2月25日までG社に在籍していたことが確認できる。このことについて、申立人は、時期はよく覚えていないが、同社に勤務したことがあると認めており、また、オンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは59年5月18日であり、申立期間①においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 41 年 5 月 21 日から同年 6 月 20 日までの期間及び同年 6 月 21 日から 42 年 6 月 12 日までの期間について、事業所名は不明であるが、雇用保険被保険者記録があり、当該記録を合わせると、申立人の B 社に係る厚生年金保険加入記録と一致する。

加えて、申立人と同じく昭和 41 年 5 月 21 日に B 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、同社に勤務する前に A 社で勤務していた（昭和 41 年 1 月 7 日から同年 5 月 21 日までの加入記録がある。）が、申立人が A 社で勤務していた記憶は無いとしている。

- 2 申立人は、昭和 47 年 6 月から 55 年 12 月 31 日まで D 社が経営する E 事業所に勤務したと申し立てているが、申立人と同じく 53 年 3 月 1 日付けで D 社での厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚のうちの一人は、同年 3 月ごろに E 事業所の経営権が D 社から H 社に移ったと供述している。

また、申立人の雇用保険被保険者記録を見ると、D 社で昭和 47 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得し、53 年 2 月 28 日に離職しており、厚生年金保険加入記録と一致する上、申立期間②のうち 53 年 3 月 26 日から 55 年 12 月 25 日までの期間は、H 社において雇用保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、H 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 9 年 3 月 1 日であり、申立期間②においては適用事業所ではなかったことがオンライン記録により確認できる。

加えて、申立人が H 社から受け取ったとする給与明細書（2 月分から 7 月分まで。ただし、発行された年は不明）を見ると、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、前記の申立人の同僚は、同社では厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと供述している。

- 3 申立人は、昭和 57 年 1 月ごろから平成 2 年 1 月 16 日まで F 社に勤務したと申し立てているところ、申立人の雇用保険被保険者記録を見ると、F 社（現在は、I 社）において、昭和 57 年 3 月 21 日に被保険者資格を取得し、平成 2 年 1 月 15 日に資格を喪失している記録がみられ、申立人は申立期間③のうち、少なくとも昭和 57 年 3 月 21 日以降は同社に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、I 社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、申立人の資格取得日は昭和 58 年 1 月 21 日と記載されており、社会保険事務所（当時）の記録と一致する。

また、申立期間③において F 社での厚生年金保険加入記録がある者のうち、申立人と同じくパート社員として勤務していた者 9 人に当時の状況を照会したところ、6 人は、同社では、任意加入又は入社後一定の期間を経て厚生

年金保険に加入していたとしており、その他の3人は、入社と同時に厚生年金保険に加入したとしている。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間③において健康保険番号に欠番は無い。

4 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

私は、A病院に平成 11 年 10 月 1 日から 15 年 2 月 28 日まで勤務していた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、同病院での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が 15 年 2 月 28 日とされており、同年 2 月が未加入期間とされている。同年 2 月分の厚生年金保険料が給与から控除されていないのは承知しているが、月末まで勤務したので、同年 2 月を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が発行した在職証明書によると、申立人は平成 11 年 10 月 1 日から 15 年 2 月 28 日まで申立事業所に勤務したと記載されており、賃金台帳の写しによっても、申立人が同年 2 月末日まで勤務したことが確認できる。

しかしながら、事業主は、平成 15 年 3 月 1 日を資格喪失日として届け出るべきところを、誤って同年 2 月 28 日を資格喪失日として届け出たとしており、申立人の雇用保険被保険者記録でも、同年 2 月 27 日が離職日とされている。

また、申立事業所は、厚生年金保険料は翌月控除であるとしており、賃金台帳の写しを見ると、平成 15 年 3 月支払い分の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。さらに、事業主も、同年 2 月分の厚生年金保険料は給与から控除しなかったと供述しており、申立人も控除されていなかったことを承知しているとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 997

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 5 日から 33 年 8 月 16 日まで

私は、昭和 28 年 7 月 5 日から 33 年 8 月 16 日まで A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、平成 20 年 9 月ごろに社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したときに、同社に係る脱退手当金を受け取ったことになっていることを初めて知った。

私は、脱退手当金を請求したことはなく、受け取ったこともないので、申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の会長は、「申立人は退職後に県外の実家へ帰る予定であったため、退職時に脱退手当金裁定請求書を手渡し、記載方法等を詳しく説明した。」と供述している。

また、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 33 年 11 月 12 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、45 年 6 月まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 998

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月から 53 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 9 月から 53 年 9 月まで A 社に勤務した。同社は B 市に本社があったが、私は C 市で採用面接を受け、勤務場所も C 市であった。

しかし、同社に勤務した申立期間の厚生年金保険加入記録が全く無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、本社が B 市にある A 社に入社し、勤務場所は C 市であったと申し立てているところ、オンライン記録により、同市には D 社という別会社があったことが確認できる。同社の商業登記簿を見ると、昭和 51 年 9 月 27 日に成立し、住所は申立人が勤務したと供述している場所と一致しており、代表取締役は A 社の創業者であることが確認できるが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、56 年 6 月 3 日であり、申立期間については、適用事業所としての記録は確認できない。

また、D 社において、昭和 56 年 6 月 3 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうちの一人は、自分は 52 年 8 月 1 日に同社に入社したが、申立人の名前を聞いたことがあるとしていることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社は、申立期間当時の同社及び D 社に係る人事関係記録について、厚生年金保険に加入していた従業員の資料のみ保管しており、その中に申立人の記録は確認できないとしている。

また、D 社が適用事業所となった昭和 56 年 6 月 3 日に被保険者資格を取得している者 33 人のうち、同社での資格取得の前に B 市の A 社で被保険者記録のある者はおらず、そのうちの 3 人は、「D 社には被保険者資格を取得する前

から勤務していたが、入社当時に厚生年金保険に加入していなかったことは承知していた。」と供述しており、さらに、このうちの2人は同社が厚生年金保険の適用事業所でなかった間は国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、申立期間における健康保険番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事業は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年ごろから平成9年10月1日まで
私は、昭和61年ごろにA社に入社し、平成9年9月末まで勤務していた。同社に勤務していた期間中、他の従業員と同じように働き、厚生年金保険に加入していた。
しかし、社会保険庁（当時）の記録では、同社での厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の申立期間当時の事業主の妻及びその息子（両名共、申立期間当時は取締役）は、時期ははっきり覚えていないが、申立人が勤務していたことを覚えていると供述しており、また、申立期間のうち、平成6年4月26日から9年10月1日までの期間について、雇用保険被保険者記録があることから、申立人は少なくとも当該期間において申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち、昭和61年から平成3年11月27日まではその夫の健康保険の被扶養者となっており、このうち昭和61年4月1日から平成3年11月27日までは国民年金の第3号被保険者となっている。また、同日から60歳に到達した4年*月*日までは、第1号被保険者として国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立事業所は、申立期間のうち平成7年3月31日以降は適用事業所ではなくなっていることがオンライン記録により確認できる上、9年1月7日から同年10月1日までは、再びその夫の健康保険の被扶養者となっている。

加えて、申立事業所は平成13年6月4日に閉鎖され、関係資料は保存されていない上、当時の事業主は既に死亡しており、取締役を務めていた事業主の

妻及び息子からも、厚生年金保険の加入に係る具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年から 37 年ごろまで
② 昭和 37 年から 39 年 3 月ごろまで

私は、昭和 34 年から 37 年まで A 市にあった B 商店に勤務した。当該事業所の従業員数は 7、8 人であり、私は製造や卸しの業務を行っていた。

また、B 商店を昭和 37 年ごろに退職した後、同事業所の事業主の紹介により同氏の兄が C 市で経営する D 社に入社し、39 年 3 月ごろまで継続して勤務した。

しかし、両事業所に勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録は全く無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B 商店の事業主の妻は、申立人が、少なくとも昭和 35 年 6 月ごろから 37 年ごろまで同事業所に勤務していたと供述している。

しかしながら、B 商店は、オンライン記録に厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、同事業所の事業主の妻も同事業所は厚生年金保険の適用事業所では無かったと供述している。

また、オンライン記録を見ると、B 商店の事業主及びその妻は共に、国民年金制度が始まった昭和 35 年 10 月に国民年金被保険者資格を取得し、36 年 4 月から国民年金保険料を納付している。

さらに、事業主の妻が同事業所の従業員として名前を挙げた者についても同様に国民年金保険料を 36 年 4 月から納付していることが確認できる。

2 申立人が申立期間②において勤務したとする D 社は、商業登記簿により昭和 23 年 11 月 17 日に成立していることが確認できるが、同社は平成 3 年に倒産している上、申立期間②当時の取締役であった者は申立人を覚えていな

いとしており、また、申立人も当時の同僚の名前を覚えていないため、申立人の同社における在籍状況を確認することはできない。

さらに、D社は、オンライン記録に厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、同社の取締役であった者は、同社の従業員は各自が国民年金に加入し、保険料を納付していたと思うと供述しており、同氏も申立期間②を含む昭和36年4月から60歳になるまで国民年金に加入していることが確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年から 62 年まで
私は、公共職業安定所の紹介により昭和 60 年ごろに A 社に入社し 62 年まで勤務した。
当時の A 社は紳士服の販売を主体としていたが、私は社長から直接指示を受けて、一人でスポーツウェアの卸先管理、開拓業務を担当していた。
しかし、同社に勤務していた期間の厚生年金保険加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社の申立期間当時の役員及び従業員は、詳細な時期は不明であるが、申立人が同社のスポーツウェア部門で営業を担当していたことを覚えていると供述している。

しかしながら、申立人は、A 社に入社した時期についての記憶があいまいである上、入社してから数か月後の勤務中に交通事故に遭い、1 年間ほど入院したが、入院中に会社から給与が出ていたかどうか覚えておらず、退院した後に同社への勤務を再開したかどうか覚えていないとしている。

また、A 社が保管している申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額確認通知書の中に申立人の名前は無く、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も見当たらない。

さらに、A 社の現在の事業主は、申立期間当時、B 社という会社から委託を受けてスポーツウェアの販売業務を行っていたと供述しているところ、同社は、社会保険庁（当時）に厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、C 市にある本社の D 社は昭和 38 年 3 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所になっているものの、オンライン記録により確認できる同社の被保険者の中に申立人の名前は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。